

協定項目番号	23-7	合併協定項目	各種事務事業(納税関係)の取扱い	専門部会名	住民部会	分科会名	税分科会		
調整の方針(案)		前納報奨金については、観音寺市の例により統一する。							
		観音寺市		大野原町		豊浜町			
前納報奨金	適用税目 ・固定資産税 ・都市計画税 固定資産税・都市計画税 対象 4月1日から4月30日までに、年税額を一時納付した者 内容 前納額×0.3/100×前納月数 (ただし、交付限度額は50,000円)	適用税目 ・個人町県民税(普通徴収) ・固定資産税 個人町県民税 対象 6月1日から6月30日までに、年税額を一時納付した者 内容 前納額×5/1000×前納月数 (ただし、交付限度額は各納期毎に50,000円) 固定資産税 対象 4月1日から4月30日までに、年税額を一時納付した者 内容 前納額×5/1000×前納月数 (ただし、交付限度額は各納期毎に50,000円)	適用税目 ・個人町県民税(普通徴収) ・固定資産税 個人町県民税 対象 6月1日から6月30日までに、年税額を一時納付した者 内容 前納額×5/1000×前納月数 (ただし、交付限度額は各納期毎に50,000円) 固定資産税 対象 4月1日から4月30日までに、年税額を一時納付した者 内容 前納額×5/1000×前納月数 (ただし、交付限度額は各納期毎に50,000円)	【実績】 (単位:円) 平成13年度 (廃) 市民税 3,430,780 固定資産税・都市計画税 17,588,890 平成14年度 (廃) 市民税 3,081,040 固定資産税・都市計画税 18,180,340		【実績】 (単位:円) 平成13年度 町民税 1,844,340 固定資産税 10,611,820 平成14年度 町民税 2,097,340 固定資産税 11,625,290		【実績】 (単位:円) 平成13年度 町民税 1,333,970 固定資産税 13,727,980 平成14年度 町民税 1,409,500 固定資産税 12,682,890	
【関係法令】 地方税法(抜粋) (個人の市町村民税の納期前の納付) 第三百二十一条 個人の市町村民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。 2 前項の規定によつて個人の市町村民税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。 3 前項の報奨金の額は、第一項の規定によつて納期前に納付した税額の百分の一に、納期前に係る月数(一月未満の端数がある場合においては、十四日以下は切り捨て、十五日以上は一月とする。)を乗じて得た額をこえることができない。 (固定資産税に係る納期前の納付) 第三百六十五条 固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。 2 前項の規定によつて固定資産税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。 3 前項の報奨金の額は、第一項の規定によつて納期前に納付した税額の百分の一に、納期前に係る月数(一月未満の端数がある場合においては、十四日以下は切り捨て、十五日以上は一月とする。)を乗じて得た額をこえることができない。									